

中小企業高付加価値化投資促進補助金交付要領

(目的)

第1条 中小企業高付加価値化投資促進補助金（以下「補助金」という。）は、中小企業者が、自己の経営戦略に基づいて、「ものづくりの基盤技術を高度化することによる競争力の強化」「本県の成長を導く高付加価値の成長分野における生産拠点の整備」「付加価値の高いサービスを提供する集客・交流施設の整備」又は「地域未来投資促進法に基づく承認を受けた地域経済牽引事業の実施」のため、新たに県内で設備投資を行う際に、その費用の一部を支援することにより、中小企業の県内における新たな投資を促進し、雇用の維持を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付は、三重県補助金等交付規則（以下「規則」という。）、雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第250号）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「排除要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要領における用語の定義は以下に定めるところによる。

「中小企業者」

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定するもののうち個人を除くもの。

「常用雇用者」

事業従事者のうち、次の要件をすべて満たす者をいう。

ア 雇用期間の定めのない者（高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条に規定する継続雇用制度により雇用された者を含む。）

イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出により、同法第9条第1項の確認を受けた者

「補助対象投資額」

申請する計画に必要な経費であって、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第一号（但し、建物は除く）から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる資産の取得に要する費用の総額をいう。

(補助金の交付の対象)

第4条 補助金の交付対象は、中小企業者が自ら策定した経営戦略に基づいて取り組む事業に要する補助対象投資額であって、別表1に定める事業とする。

2 前項の事業の実施期間は、原則1年度とする。

3 第1項の事業の実施場所は、県内に限る。

(補助金の額)

第5条 補助金の交付金額は補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）に要する経費のうち、県が補助対象経費として認めたものに対して、別表1の「補助金の額」に定める額を、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助事業計画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする中小企業者（以下「申請者」という。）は、中小企業高付加価値化投資促進事業計画書（様式第1号、以下「計画書」という。）を別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、申請者は、次の場合については計画書を提出することはできない。

- (1) 過去に中小企業高付加価値化投資促進補助金の交付の対象となり、その事業の完了の日から3年を経過していない申請者が計画書を提出しようとする場合。
- (2) 同一の申請者が複数の事業を計画し、それぞれの事業について計画書を提出しようとする場合。

(事業計画の承認)

第7条 知事は、前条の計画書の提出があったときは、当該計画に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査及び申請者からの聞き取り等を行い、その結果を総合的に判断して、計画を承認するものとする。

- 2 知事は、前項の場合において必要があると認めるときは、当該計画に係る事項につき、修正を加えて計画の承認をすることができる。
- 3 知事が当該計画を審査するために必要な事項は別に定める。

(計画の通知)

第8条 知事は、計画を承認又は不承認したときは、その内容を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第9条 第7条の規定により計画書の承認を受けた者のうち、補助金の交付を申請をしようとする者（以下「補助申請者」という。）は、規則第3条の規定により、補助金交付申請書（様式第2号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、規則第4条の規定によりその内容を審査のうえ交付決定することとし、適正と認めるときは規則第6条の規定により補助金の交付決定の通知を行うものとする。

- 2 知事は、前項の交付決定にあたっては、必要に応じ条件を付し、申請に係る事項につき修正を加えて承認することができる。

(申請の取下げ)

第11条 前条第1項の補助金交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等の承認)

第12条 補助事業者は、次の各号の何れかに掲げる場合には、あらかじめ変更承認兼変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金交付申請書の内容を変更しようとするとき。(様式第3号)
ただし、第3項に定める軽微な変更についてはこの限りでない。
 - (2) 補助事業を中止または廃止しようとするとき。(様式第4号)
- 2 知事は、前項の変更等の申請があったときは必要に応じ条件を付し、又は申請内容を変更して承認、及び変更の交付決定をすることができる。
 - 3 第1項第1号ただし書きの規定における軽微な変更とは、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
 - (1) 企業の名称を変更する場合
 - (2) 補助事業の内容を著しく変更する場合
 - (3) 補助対象投資額の20%を超えて増額又は減額する場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が特に定める変更

(補助事業遅延等の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が別表1に定める期日までに完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した日から15日以内に補助事業実績報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(進捗状況報告)

第15条 補助事業者は、11月30日現在における補助事業の進捗状況について、事業進捗状況報告書(様式第7号)により12月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、11月30日までに第17条の規定による額の確定を受けた場合はこの限りでない。

(事業実施状況報告)

第16条 補助事業者は、事業を完了した日から1年ごとに当該事業について事業実施状況報告書(様式第8号)により事業完了後3年までの間、報告を行うものとする。

- 2 前項の報告は、事業を完了した日の翌日から1年を経過する日以後15日以内、2年を経過する日以後15日以内及び3年を経過する日以後15日以内にそれぞれ行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 知事は、第14条の規定により補助事業の実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容(第10条に基づいて承認を受けている場合はその承認の内容)及び交付決定の条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の審査を行うに際して、必要に応じて証拠書類の提出を求め、又は現地調査等を行うことができる。

(補助金の支払い)

第18条 補助事業者は、補助金の精算払いを受けようとするときは、補助事業の完了後、補助金請求書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の補助金請求書を受理したときは、遅滞なく補助金を支払うよう努めるものとする。

(補助金の返還)

第19条 知事は、補助事業の完了後において、別表1で規定する常用雇用者の条件を満たさないことが判明した場合には、規則第17条の規定により補助金の返還を命じることができる。

(財産の管理)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第21条 三重県補助金等交付規則第20条第1項ただし書きに規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数又は補助事業完了の日から10年のいずれか短い期間とする。

(成果の公表)

第22条 知事は、補助事業の成果について必要があると認めるときは、その成果に関する検証を行い、補助事業者に成果を公表させることができる。

(その他)

第23条 規則およびこの要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年11月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月14日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成27年4月16日から施行する。

2 この要領による改正後の中小企業高付加価値化投資促進補助金交付要領の規定は、この要領の施行の日以後に承認を受ける事業計画について適用し、同日前に承認を受けた事業計画については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成27年7月2日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年11月24日から施行する。
- 2 この要領による改正後の中小企業高付加価値化投資促進補助金交付要領の規定は、この要領の施行の日以後に完了する事業計画について適用し、同日前に完了した事業計画については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月8日から施行する。
- 2 この要領による改正後の中小企業高付加価値化投資促進補助金交付要領の規定は、この要領の施行の日以後に承認を受ける事業計画について適用し、同日前に承認を受けた事業計画については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月3日から施行する。
- 2 この要領による改正後の中小企業高付加価値化投資促進補助金交付要領の規定は、この要領の施行の日以後に承認を受ける事業計画について適用し、同日前に承認を受けた事業計画については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月2日から施行する。
- 2 この要領による改正後の中小企業高付加価値化投資促進補助金交付要領の規定は、この要領の施行の日以後に承認を受ける事業計画について適用し、同日前に承認を受けた事業計画については、なお従前の例による。

別表1（第4条、第5条、第19条関係）

補助の種類	対象となる事業	採択要件	補助金の額
一般枠	<p>以下に掲げる要件をすべて満たす事業</p> <p>①ものづくりの基盤技術を高度化することにより競争力の強化に資する事業又は高い成長性が見込まれる分野に関する製品又はその部材の製造に係る事業</p> <p>②原則、平成31年2月15日までに完了する事業</p> <p>③国（独立行政法人等を含む）、三重県、市町、公益財団法人等が実施する他の補助制度（助成金等を含む）が充当される資産を取得財産としないこと</p>	<p>ものづくりの基盤技術を高度化することで、より付加価値の高い製品若しくはその部材等の製造を行う事業、又は高い成長性が見込まれる分野に関する製品若しくはその部材の製造に係る事業（以下のア・イ・ウの全てを満たすこと）</p> <p>ア 「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」において特定ものづくり基盤技術の指定を受けた12分野の技術を活用した事業であること、又は成長分野として「みえ産業振興戦略（平成24年7月策定、平成28年3月改訂）」等に記載されている分野に係るもの</p> <p>イ 補助対象となる生産拠点での常用雇用者を補助事業計画申請時と同水準で、原則、事業完了後三年間維持すること</p> <p>ウ 補助事業完了時点において、補助対象投資額が一千五百万円以上であること</p>	<p>交付決定の日から補助事業完了までに取得した補助対象投資額に百分の十を乗じて得た額以内。ただしその額が一千万円を超えるときは、一千万円とし、千円未満は切り捨てるものとする。</p>
	<p>サービス産業型</p> <p>以下に掲げる要件すべて満たす事業</p> <p>①付加価値の高いサービスを提供する集客・交流施設の整備に係る事業</p> <p>②原則、平成31年2月15日までに完了する事業</p> <p>③国（独立行政法人等を含む）、三重県、市町、公益財団法人等が実施する他の補助制度（助成金等を含む）が充当される資産を取得財産としないこと</p>	<p>付加価値の高いサービスを提供する集客・交流施設の整備に係る事業（以下のア・イ・ウの全てを満たすこと）</p> <p>ア ①体験交流機能、②地域産品加工又は販売機能、③飲食又は宿泊機能のうち、二つ以上の機能をもつ施設の整備のための設備投資であること</p> <p>イ 補助対象となる集客施設での常用雇用者を補助事業計画申請時と同水準で、原則、事業完了後三年間維持すること</p> <p>ウ 補助事業完了時点において、補助対象投資額が一千万円以上であること</p>	<p>交付決定の日から補助事業完了までに取得した補助対象投資額に百分の十を乗じて得た額以内。ただしその額が一千万円を超えるときは、一千万円とし、千円未満は切り捨てるものとする。</p>
地域経済牽引事業枠	<p>以下に掲げる要件をすべて満たす事業</p> <p>①三重県による承認を受けた、地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」に係る事業</p> <p>②原則、平成31年2月</p>	<p>三重県による承認を受けた、地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」に係る事業（以下のア・イ・ウの全てを満たすこと）</p> <p>ア 原則、計画書の提出時点で「地域経済牽引事業計画」が三重県の承認を受けていること。なお、同時点に</p>	<p>交付決定の日から補助事業完了までに取得した補助対象投資額に百分の十を乗じて得た額以内。ただしその額が二千万円を超えると</p>

	<p>15日までに完了する事業</p> <p>③国（独立行政法人等を含む）、三重県、市町、公益財団法人等が実施する他の補助制度（助成金等を含む）が充当される資産を取得財産としないこと</p>	<p>において「地域経済牽引事業計画」の承認を申請中であれば応募可能とするが、当該計画が承認されなかった場合は、計画書の提出を取り下げるものとする</p> <p>イ 補助対象となる生産拠点での常用雇用者を補助事業計画申請時と同水準で、原則、事業完了後三年間維持すること</p> <p>ウ 補助事業完了時点において、補助対象投資額が二千万円以上であること</p>	<p>きは、二千万円とし、千円未満は切り捨てるものとする。</p>
--	---	--	-----------------------------------